

日本精神障害者リハビリテーション学会第25回久留米大会
当事者参加費用助成基金「よかよか基金」実施要項

【1. 目的】

この実施要項は、日本精神障害者リハビリテーション学会第25回久留米大会 当事者参加費用助成基金「よかよか基金」規約に沿って、事業目的達成のため以下の事項を定める。

【2. 募金期間及び助成交付申請期間】

募金期間及び助成交付申請期間は、平成29年7月1日から平成29年9月30日までとする。但し、実行委員会の決議により延長を行う可能性がある。

期間および期間変更に関しては、ホームページ等で随時周知する。

【3. 募金】

- 1 募金対象は、個人、公序良俗に反する団体を除く企業等団体を対象とする。
1口 1,000円（複数口可）
- 2 募金の周知は、インターネット（ホームページ・SNS含む）、チラシ等により行う。
- 3 募金は、原則口座振り込みとする。
- 4 事務局は募金期間終了後、速やかに募金を集計し、実行委員会に報告する。

【4. 助成対象者】

助成対象者は、県外に住み大会当日に参加する、障害者基本法第2条に該当する当事者とする。

【5. 助成金の交付】

- 1 助成の周知は、インターネット（ホームページ含む）、チラシ等により行う。
- 2 助成を希望する者は、「助成申請書」をメールもしくはFAXで事務局へ申込する。
①氏名 ②住所 ③大会当日連絡可能な電話番号 ④本大会へのメッセージ
- 3 申請内容を審査し、適正なものについて助成を決定し、通知する。
なお、遠方の参加者を優先し、応募者多数の場合は抽選とする。
- 4 助成金額は、1名あたり最大20,000円とし、QUOカード等の金券にて、大会当日受付において決定通知で本人確認の上、助成金を交付する。
- 5 大会当日受け取りがなされなかった助成金については、助成を辞退したとみなし清算する。（大会終了後の交付不可）

【6. 助成金の使用】

助成金は、日本精神障害者リハビリテーション学会第25回久留米大会に参加する当事者の参加費用の一部として使用されること。

【7. 事業実施に要する経費】

実施に要した経費は、大会予算の範囲内で行う。

【8. 事業の報告】

日本精神障害者リハビリテーション学会第25回久留米大会が終了した時点で、速やかに清算を行い、実行委員会に事業報告を行う。

【9. その他】

この基金の実施については、この実施要項に定めるほか、必要な事項は別に定める。